



秋の彩り

SCN健康文化センター「写真教室」 崔 修麗

Contents

日本年金機構 年金事務所

- 健康保険被扶養者(異動)届について…………… 2
- 事務センター統合のお知らせ…………… 3
- 出張年金相談所のご案内(27/10・11月)…………… 8

全国健康保険協会 長崎支部

- 協会けんぽ窓口(諫早年金事務所内)閉鎖のお知らせ…………… 4
- 協会けんぽの平成26年度事業報告について…………… 4
- 協会けんぽの平成26年度決算見込みのお知らせ…………… 5

一般財団法人長崎県社会保険協会

- 年金シニアライフセミナーのお知らせ…………… 6
- 社会保険健康ウォーキングのお知らせ…………… 6
- 社会保険事務講習会のお知らせ…………… 7
- 社会保険ボウリング大会のお知らせ…………… 7
- 社保川柳…………… 8
- 健康相談所…………… 8

回 覧

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

事業所内で回覧をお願いいたします。

健康保険被扶養者(異動)届について

扶養家族を被扶養者にするときや、すでに被扶養者となっている扶養家族に異動があった時は、5日以内に管轄の年金事務所に「被扶養者(異動)届」を提出してください。

被扶養者となるためには、収入、続柄等の要件がありますので、次のQ & Aをご確認ください。

～ 被扶養者(異動)届のQ & A ～

Q、 収入があっても被扶養者になれますか。

A、 収入がある場合は、次の基準をもとに判断することになります。

- ① 年間収入(※)が130万円未満であること
認定対象者の年間収入が130万円未満で、かつ被保険者の年間収入の半分未満であれば、原則として被扶養者になれます。また、認定対象者の年間収入が被保険者の半分以上であっても、130万円未満である場合は、被保険者の収入によって生計を維持していると認められれば、被扶養者になることもあります。
- ② 別居の場合は仕送り額で判断
被保険者と別居している場合には、年間収入が130万円未満で、かつ被保険者からの仕送り額より少ないときに被扶養者になれます。
- ③ 60歳以上は180万円未満
認定対象者が60歳以上、または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合には、年間収入の認定基準の「130万円未満」が「180万円未満」となります。

Q、 雇用保険の失業等給付を受けますが、給付制限期間中は被扶養者になれますか？

A、 自己都合等で離職した場合、失業等給付受給までの1カ月から3カ月は給付制限期間中のため失業等給付を受けられませんので、その間は被扶養者になることができます。給付制限期間が終わり、失業等給付を受けると、主として被保険者の収入により生計が維持されているとは認められませんので、必ず扶養削除の手続きを行ってください。

ただし、雇用保険の失業等給付を受給している間で基本手当日額が3,612円未満《5,000円未満》の場合は、失業等給付受給期間中であっても被扶養者になることができます。

なお、失業等給付の受給の有無にかかわらず、他に収入(年金、傷病手当金、家賃、不動産収入等)があり、年間収入(※)が130万円(日額3,612円)《180万円(日額5,000円)》以上の人は被扶養者になることはできませんのでご注意ください。

【事例】被扶養者の年齢：60歳未満(障害なし)

被扶養者の収入：遺族年金90万円 失業等給付の基本日額3,000円 の場合、
遺族年金の日額は90万円 ÷ 360(日) = 2,500円となります。

失業等給付の基本日額とあわせると日額5,500円となり、3,612円以上となりますので被扶養者になることはできません。

Q、 被扶養者になれる家族はどの範囲までですか。

A、 被扶養者の収入により生計を維持している人で、以下の範囲となっています。

- ① 被保険者と別居でもよい人
 - ・配偶者(内縁を含む)
 - ・子、孫および弟妹
 - ・父母、祖父母など直系尊属
- ② 被保険者と同居していることが条件の人
 - ・兄姉、伯叔父母、甥姪などその配偶者、曾孫、弟妹の配偶者、配偶者の父母など①以外の3親等内の親族
 - ・内縁関係の配偶者の父母および子(その配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む)

※年間収入とは、過去における収入のことではなく、扶養に該当する時点および認定された日以降の年間の見込みの収入額のことをいいます。

※《 》は60歳以上または障害厚生年金を受給できる程度の障害のある人の場合

事務センター統合のお知らせ

日本年金機構における各種届書等の審査・入力・決定事務等は、現在各県事務センターで行っていますが、一層の事務の効率化を進めるため、福岡広域事務センターに長崎事務センターを統合することとなりました。事業主の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【統合日】 平成 27 年 10 月 1 日

【統合後の届書等の送付先】

〒 812 - 8579

日本年金機構 福岡広域事務センター

※ 郵便番号とあて先のみで届きます。(メール便等を除く。)

現在、長崎事務センターへ送付していただいている各種届書については、平成 27 年 9 月 25 日 (金) 以降は福岡広域事務センターへ送付してください。

※福岡広域事務センターは郵送のみの受付となります。届書作成や制度など、一般的なご相談は管轄の年金事務所へお問い合わせください。

※電子申請 (e-Gov) を利用した届出については、提出先に変更はありません。
(現行と同様に、管轄年金事務所 (長崎事務センター) を選択してください。)

各年金事務所における年金相談予約制のお知らせ

長崎南、長崎北、佐世保、諫早の各年金事務所では、予約制による年金相談を実施しておりますので、ぜひご利用ください。

■ 予約相談受付内容

年金請求のお手続き、離婚分割、その他

■ 予約申し込み方法

年金相談のご予約は、相談希望日 1 カ月前から前日まで、電話又は年金相談窓口でお受けいたしております。また、ご予約を受け付ける際には、『基礎年金番号』『相談者氏名』『電話番号』『相談内容』等について確認させていただきます。

■ 予約申し込み電話番号 ※電話の受付時間は平日 8:30 ~ 17:00 です。(土・日・祝日、12 月 29 日 ~ 1 月 3 日を除く)

◆ 長崎南年金事務所

☎ 095-825-8707

(お客様相談室)

◆ 長崎北年金事務所

☎ 095-861-1387

(お客様相談室)

◆ 佐世保年金事務所

☎ 0956-34-1189

(お客様相談室)

◆ 諫早年金事務所

☎ 0957-25-1663

(お客様相談室)

年金相談にお越しの際は、年金手帳 (基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などの他、相談者ご本人であることを確認できるものをご持参の上、予約時間までにお越しいただき総合相談窓口にお申し出ください。なお、代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要となります。

※予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。



平成 27 年 10 月 1 日より 協会けんぽ窓口(諫早年金事務所内)を閉鎖します

協会けんぽ長崎支部では、平成 27 年 10 月 1 日より、諫早年金事務所内に設置しております協会けんぽの窓口を閉鎖いたします。ご利用いただいている皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、協会けんぽのすべてのお手続きは郵送で行うことができます。今後は郵送でのご申請・お電話でのご相談をご利用いただきますようお願い申し上げます。

閉鎖する窓口: 諫早年金事務所内 協会けんぽ窓口

閉鎖年月日: 平成 27 年 10 月 1 日(木) ※9 月 30 日(水)までは通常どおり開設

※閉鎖するのは諫早年金事務所内の協会けんぽ窓口のみです。年金事務所の相談窓口・県内の他の協会けんぽ窓口(協会けんぽ長崎支部内窓口・佐世保年金事務所内窓口)はこれまでどおり開設しております。

＜お問い合わせ・ご相談はこちらまで!!＞ 協会けんぽ長崎支部 電話：095-829-6000

協会けんぽの平成 26 年度事業報告について

平成 26 年度の事業報告書を作成しましたので、その一部をご紹介します。

健診・保健指導の推進

- ◆ 平成 26 年度の 40 歳以上の加入者ご本人(被保険者)の生活習慣病予防健診実施率は 46.7%と、前年度に比べ 1 ポイント増であり、着実に向上しています。また、加入者ご本人に対する特定保健指導実施率も 14.7%となり、前年度に比べ 0.9 ポイント上回りました。
- ◆ 今後も事業主様や地方自治体との連携などを通じて、実施率向上に向けて取り組んでまいります。

さらなるサービス向上への取り組み

- ◆ 協会けんぽでは、支部ごとに健診結果データや医療費データを活用し、特定保健指導等の対象となる事業所様と全国・県・同業態とを比較分析した「事業所健康度診断(事業所カルテ)」などを作成し、事業所の健康づくり事業への取り組み、従業員の方々の健康づくりを支援しています。

データヘルス計画の推進

- ◆ 協会けんぽでは、26 年度に各支部において、データ分析に基づく事業として、加入者の皆さまの健康の保持・増進のため、地域の特性に応じた「データヘルス計画」を策定しました。
- ◆ 「データヘルス計画」では、①特定健診・特定保健指導の推進、②事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組み(コラボヘルス)、③重症化予防対策の 3 点を基本事項と位置付けています。
- ◆ 重症化予防の取組みとしては、生活習慣病予防健診の結果、治療が必要と判断されながら受診していない方に対して、文書や電話で医療機関への受診をお勧めしています。26 年度は約 24 万人の方にアプローチしています。

※平成 26 年度の事業報告書は、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽ各支部へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

※記載されている数値は、平成 27 年 3 月末時点のものです。

協会けんぽの平成 26 年度決算見込みのお知らせ

このたび、平成 26 年度の決算※見込み（医療分）がまとまりましたのでお知らせいたします。

※国の特別会計との合算ベースの収支

平成 26 年度決算はどういう内容ですか？

収入は、加入者の皆様に全国平均 10%という高い保険料率をご負担いただいていることに加え、最近の景気回復基調等により保険料を負担する被保険者の賃金（標準報酬月額）が上昇していること、さらに、被保険者数が増加したことなどにより保険料収入が増加し、前年度に比べ 3,744 億円増加（対前年度比+4.3%）しました。

一方、支出は前年度に比べ 1,884 億円増加しました。一人当たりの医療費の伸びは低かったものの、加入者数（被保険者+そのご家族等の被扶養者）の増加により保険給付費が増えています。

また、高齢者の方々の医療費の一部を負担する拠出金の総額は前年度並みに留まり、3 年連続、数千億円単位で増加してきた流れに一時的に歯止めがかかったものの、依然として支出の 4 割を占め、重い負担になっています。

この結果、単年度収支差は前年度に比べ 1,860 億円増加し、プラス 3,726 億円となりました。

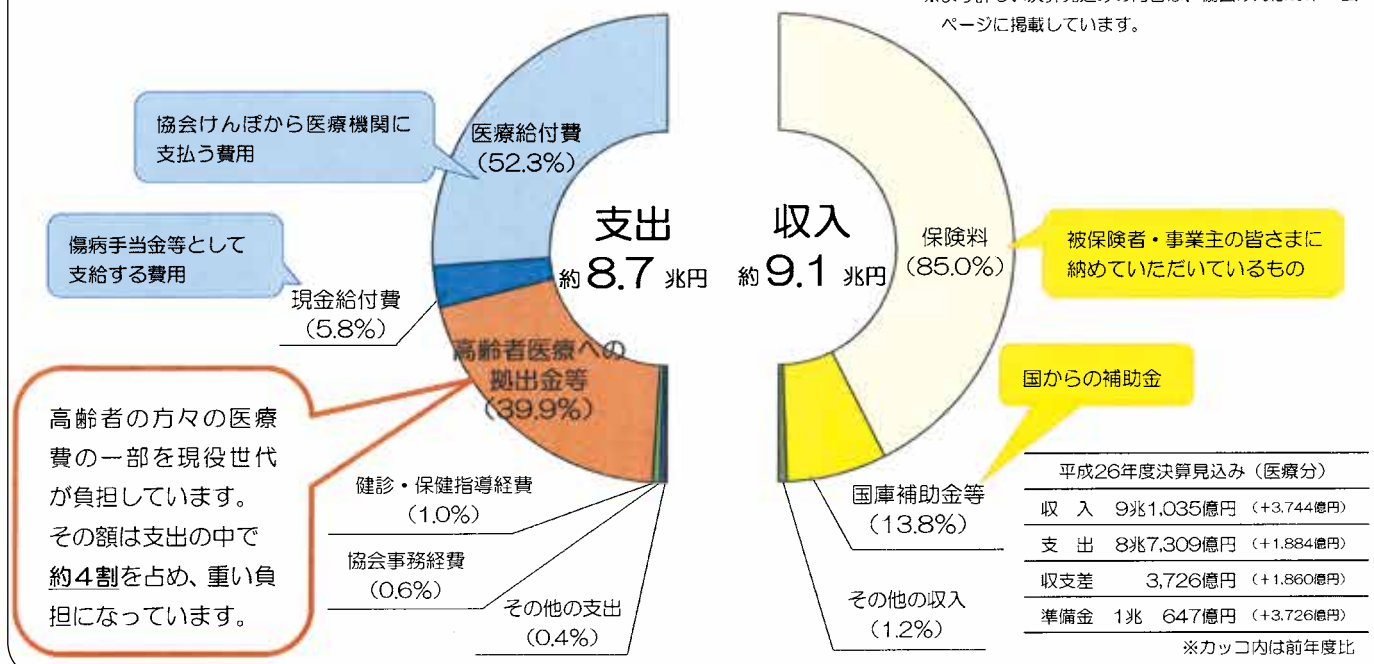
なお、年度末の準備金残高は、1 兆 647 億円になりました。

プラスということは、協会けんぽの財政が良くなったのでしょうか？

協会けんぽの財政状況については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという赤字構造は変わっていません。また、今後もいわゆる「団塊の世代」の高齢化が進むため、高齢者の方々の医療費の一部を負担する拠出金の動向についても注視が必要です。

協会けんぽの平成 26 年度決算見込み（医療分）

※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。
※より詳しい決算見込みの内容は、協会けんぽのホームページに掲載しています。





年金シニアライフセミナーのお知らせ

無料

仕事

家族

健康

地域

経済

趣味

開催場所	開催日	会場
長崎会場	平成27年9月16日(水)	長崎県市町村会館
島原会場	平成27年10月7日(水)	島原文化会館

受付	12:30
開会	12:50
終了	16:30

(各会場共通)

- 参加資格** 50歳以上の被保険者とその配偶者、年金・健康保険委員の方、その他受講を希望される方。
- 内容** ①年金・医療保険 ②ライフプランと生きがい ③家庭経済プラン ④健康づくり
- 申込方法** 下記参加申込書にご記入の上、郵便またはFAXでお申し込みください。(電話による申込も可能です)
- 参加費** **無料** ただし、非会員事業所の方は資料代等として、3,000円ご負担ください。

年金シニアライフセミナー参加申込書

※下記該当箇所に○印を付してください

参加会場	1. 長崎会場		2. 島原会場		
事業所名 所在地	事業所名			☎ ()	
	社会保険の事業所記号番号 — —			〒	
参加者氏名	男・女	年齢	歳	被保険者・配偶者	年金委員・健康保険委員
	男・女	年齢	歳	被保険者・配偶者	年金委員・健康保険委員
	男・女	年齢	歳	被保険者・配偶者	年金委員・健康保険委員
	男・女	年齢	歳	被保険者・配偶者	年金委員・健康保険委員

※この申込書にご記入いただいた個人情報は、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

社会保険健康ウォーキングのお知らせ

気軽に人気のあるウォーキング大会を開催します。スポーツには絶好の季節に開催するイベントにお誘い合わせの上で参加ください。

<県南地区>

開催日 平成27年10月17日(土)

場 所 長崎市伊王島ウォーキングコース

定 員 100名

※ 開催日が
10月31日から
10月17日に変更
になりました。

※大波止ターミナルビル8:30集合

持参品 弁当、雨具等ウォーキングに必要なもの **その他** ウォーキングの後は温泉でリフレッシュ！(入浴券を進呈します)

※応募締め切り後に、詳細についてご案内文書を郵送します。

<県北地区>

開催日 平成27年11月7日(土)

場 所 川棚大崎半島ウォーキングコース

定 員 100名

※「しおさいの湯」第2駐車場9:30集合
(JR利用者で送迎が必要な方はご予約ください。JR川棚駅「しおさいの湯」)



健康ウォーキング参加申込書

(希望会場に○を付してください)

参加場所	1. 長崎市伊王島		2. 川棚大崎半島 (① 現地集合 ② 送迎希望)	
事業所名 所在地	〒 -			☎ - -
参加者氏名 住所 連絡先	〒 -	☎ / 携帯 - -		
	〒 -	☎ / 携帯 - -		
	〒 -	☎ / 携帯 - -		

※この申込書にご記入いただいた個人情報は、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

お申し込み先

一般財団法人長崎県社会保険協会

※ FAX または郵送でお申し込みください

〒852-8118 長崎市松山町4-52 囲本社ビル5階

FAX 095-843-0449 電話 095-844-7120

社会保険事務講習会のお知らせ

社会保険制度の仕組みや健康保険と年金の適用・給付に関する事務手続きについての講習会です。多数のご参加をお待ちしております。

開催日	会場	定員
平成 28 年 1 月 26 日 (火)	長崎県市町村会館	100 名
平成 28 年 1 月 20 日 (水)	アルカス SASEBO	100 名
平成 28 年 2 月 23 日 (火)	諫早商工会館	100 名
平成 28 年 2 月 18 日 (木)	対馬市交流センター	30 名

受付	12:50
開会	13:20
終了	16:10

〈各会場共通〉

対象者 事業所の社会保険事務担当者の方 **参加費** 無料。(非会員事業所の方は資料代等として 3,000 円ご負担ください)
テーマ 健康保険と年金の適用・給付実務 **お申込** 申込書にご記入いただき下記まで FAX でお申し込みください。
 ※応募締め切り後に、詳細についてご案内文書を郵送します。

社会保険事務講習会 参加申込書

(希望会場に○を付してください)

参加希望会場	1. 長崎会場	2. 佐世保会場	3. 諫早会場	4. 対馬会場
参加者氏名				
事業所名				
事業所の所在地	〒 -		☎ - -	

※この申込書にご記入いただいた個人情報は、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

社会保険ボウリング大会のお知らせ

地区名	長崎南	長崎北	佐世保	諫早
日時	12/2(水) 18:15開会	12/9(水) 18:15開会	12/6(日) 10:15開会	12/17(木) 18:15開会
場所	長崎ラッキーボウル	長崎ラッキーボウル	佐世保ラッキーボウル	諫早パークレーン
申込期限(定員)	11/18(水) 20チーム	11/25(水) 20チーム	11/20(金) 18チーム	11/30(月) 18チーム

参加資格 協会会員事業所に勤務されている方
チーム編成 1チーム3名(男女問わず)※1事業所2チームまで
競技方法 団体戦。チームの合計点で順位を決定。ハンディ：女性は1ゲームにつき20点加算
参加費 1チーム2,000円 大会当日徴収します。
県大会 上位3チームは1/17(日)に開催する県大会に出場していただきます。

※定員になり次第締め切ります。



社会保険ボウリング大会参加申込書

(希望会場に○を付してください)

参加会場	1. 長崎南地区	2. 長崎北地区	3. 佐世保地区	4. 諫早地区
事業所名				
所在地	〒 -		☎ - -	
社会保険の事業所記号番号	— —			
参加者	(代表) 男・女	男・女	男・女	男・女

※この申込書にご記入いただいた個人情報は、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

お申し込み先

一般財団法人長崎県社会保険協会

※ FAX または郵送でお申し込みください

〒 852-8118 長崎市松山町 4-52 囲本社ビル5階

FAX 095-843-0449 電話 095-844-7120



社会保険



2015

9・10

月号

No. 551

記事提供／日本年金機構長崎南年金事務所／全国健康保険協会長崎支部
発行／一般財団法人長崎県社会保険協会 長崎市松山町4番52号

TEL(095)8447120

社保 川柳

選評 川口寿男 今月のお題

灯す

第一位

火を灯す博多屋台の声弾む

長崎 岡 智英子

【評】夜の博多、那珂川の橋の上、天神界隈の風情を巧みに詠まれています。川柳で固有の語を詠み込むのは難しいですが、この博多は輝いていると思います。

第二位

漁火の灯り詩情の旅の宿

佐世保 鶴田 竹一

【評】闇の海、広い海や島影をぬく海もあるでしょうが、宿の灯りを添え、万葉にも詠まれている漁火を現代感覚でとらえる心のゆとり、詩情を感じます。

第三位

精霊流し灯す家紋が練り歩く

佐々 江田 靖子

【評】初めて長崎の精霊流しを見たとき、爆竹と精霊船の大きさと船首のミシシに家紋がある印灯船を持ち練り歩きながら、精霊は船乗り西方に帰られるのにはなびていきました。

佳作

かがり火と芸がおりなす薪能

長崎 中村 欽光

ローソクを灯し学んだ戦中派

佐世保 多久島 忠

手づくりのキャンドル灯す祈りの日

島原 松田 信子

青春に勇気を灯す偉人伝

佐世保 国松 仁志

盆三日提灯灯す帰省旅

諫早 小田庄之助

嬉々として灯すキャンドル披露宴

長崎 吉田 次郎

悲しみをこらえ万灯流れゆき

諫早 江口 雅子

被災地にやるぞの灯り里帰り

長崎 山口 光義

灯台の明かり見つけ安堵する

大村 溝口 益代

いつの日かわれを迎える火を灯す

雲 仙 阿比留五十八

復興へ希望の光灯す日々

佐世保 朝永真悠子

軒先に提灯つるし先祖待つ

佐世保 神戸 一明

灯す火のゆらめく中で亡父と逢う

松浦 井元 定子

迎え火を囲み家族が合い集う

長崎 麻生 郁子

ファイnderが棚田の灯す火に熱い

時津 浦馬場幸子

和を願う川面に灯す紹の光

佐世保 田中 広子

平和への祈りを胸に火を灯す

長崎 中島智津子

睡魔にはかなわずついに消す灯り

川柳の応募規定

次の題「よめる」

応募用紙 ハガキ(川柳は500枚以内)
FAX 〇九五・八四三・〇四四九
締切 平成27年10月5日必着
発表 平成27年11月2月号紙上
宛 先 長崎県社会保険協会
〒八五二・一八二・一八
一般財団法人長崎県社会保険協会
入選3席に記念品を贈呈します

商品贈呈

SCN健康文化センター

「川柳講座」受講生募集中!!

長崎県の社会保険
事業概要
平成27年 6月現在

健康保険	船員保険	厚生年金保険
20,199	250	20,331

事業所数 (船舶所有者数)	被保険者数	平均標準 報酬月額
20,199	257,114	244,236
250	3,015	350,138
20,331	280,918	244,509

健康保険	船員保険	厚生年金保険
20,199	250	20,331
257,114	3,015	280,918
244,236	350,138	244,509

健康保険	船員保険	厚生年金保険
20,199	250	20,331
257,114	3,015	280,918
244,236	350,138	244,509

平成27年10月・11月 出張年金相談所のご案内

各年金事務所では、出張年金相談所を開設しています。どうぞご利用ください。

*は、予約制です。予約に関しましては、市町窓口にお問い合わせください。ただし、西海市、平戸市、松浦市、吉崎市、対馬市の予約受付は管轄年金事務所にお申し込みください。

相談においての際には、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要です。

長崎南年金事務所 〒850-8533 長崎市金屋町3-1 ☎095-825-8707

開設日	時 間	予 約	市町名	場 所
10月23日(金)	9:00~15:00	*	新上五島町	有川支所1階健康相談室
10月29日(木)	9:00~16:00	*	五島市	五島市役所 会議室
10月30日(金)	9:00~15:00	*	五島市	五島市役所 会議室
11月12日(木)	9:00~15:00	*	新上五島町	新上五島町石油備蓄記念会館
11月13日(金)	9:00~15:00	*	新上五島町	奈良尾支所 相談室
11月19日(木)	9:00~16:00	*	五島市	五島市役所 会議室
11月20日(金)	9:00~15:00	*	五島市	五島市役所 会議室

佐世保年金事務所 〒857-8571 佐世保市稲荷町2-37 ☎0956-34-1189

開設日	時 間	予 約	市町名	場 所
10月14日(水)	13:00~16:30	*	佐世保市	宇久行政センター
10月15日(木)	8:30~12:00	*	小値賀町	小値賀町役場
10月22日(木)	10:00~15:00	*	松浦市	松浦市役所
10月28日(水)	10:00~15:00	*	平戸市	平戸市役所
11月 8日(日)	10:00~13:00	*	平戸市	大島支所
11月10日(火)	10:00~15:00	*	平戸市	生月支所
11月17日(火)	10:00~15:00	*	平戸市	平戸市役所
11月19日(木)	10:00~15:00	*	松浦市	松浦市役所

長崎北年金事務所 〒852-8502 長崎市稲佐町4-22 ☎095-861-1387

開設日	時 間	予 約	市町名	場 所
10月 1日(木)	11:00~15:00	*	西海市	西海保健センター
10月 7日(水)	14:00~17:00	*	対馬市	峰地域活性化センター
10月 8日(木)	9:00~17:00	*	対馬市	上対馬総合センター
10月22日(木)	9:00~17:00	*	杵岐市	芦辺庁舎 会議室
10月23日(金)	9:00~14:00	*	杵岐市	芦辺庁舎 会議室
11月 5日(木)	11:00~15:00	*	西海市	西彼総合支所 会議室
11月11日(水)	13:30~17:00	*	対馬市	美津島地域活性化センター別館 2階
11月12日(木)	9:00~17:00	*	対馬市	対馬市役所 別館 会議室
11月19日(木)	9:00~17:00	*	杵岐市	石田庁舎 会議室
11月20日(金)	9:00~14:00	*	杵岐市	石田庁舎 会議室

諫早年金事務所 〒854-8540 諫早市栄田町47-39 ☎0957-25-1663

開設日	時 間	予 約	市町名	場 所
10月 7日(水)	10:00~15:00	*	川棚町	川棚町中央公民館 集会室
10月14日(水)	10:00~15:00	*	南島原市	口之津支所 会議室
10月21日(水)	10:00~15:00	*	島原市	島原市役所 市民窓口サービス課ロビー
10月28日(水)	10:00~15:00	*	北有馬町	北有馬支所 応接室
11月 4日(水)	10:00~15:00	*	波佐見町	波佐見町役場 相談室
11月11日(水)	10:00~15:00	*	南島原市	南有馬支所 会議室
11月18日(水)	10:00~15:00	*	島原市	島原市役所 市民窓口サービス課ロビー
11月25日(水)	10:00~15:00	*	島原市	島原市役所 市民窓口サービス課ロビー

保健師による 無料 健康相談所
場 所 川棚大崎温泉「しおさいの湯」
時間等 実施日(第2、第4日曜日 11:30~14:00)
※やむを得ず、開設日が替わることがあります。「しおさいの湯」へご確認ください。